

福島宿泊券約款

施行日 平成28年4月1日

福島県旅館ホテル生活衛生同業組合

第1章 則 総

(趣 旨)

第1節 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「組合」という。）は、東日本震災後の自粛ムードを払拭し、県内の宿泊を拡大することで組合員や地域経済の活性化を図るために福島宿泊券を発行する。その事業に関し、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2節 宿泊券発行は、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合とする。

(実施期間)

第3節 本事業の実施期間は、本約款の施行日から平成 31 年 3 月 31 日までの間とする。

(発行総額等)

第4節 宿泊券の発行総額は利用に合わせる。

(宿泊券の販売内容)

第5節 発行する宿泊券は、5 千円単位とする。

第6節 宿泊券は、福島県内の組合員でのみ利用できる。

第7節 宿泊券の種類は、1 万円券、5 千円券とする。

第8節 利用者に届ける券種は発行額に応じて事務局が発行する。

(券面表示事項)

第9節 宿泊券の券面に次の事項を記載する。

第1項 発行団体

第2項 利用可能な金額、期間、予約方法

第3項 偽造防止のための通し番号

第4項 お釣銭への対応

第5項 紛失、盗難等の免責

第6項 利用者氏名、有効期間

第2章 宿泊券の販売

(購入対象者)

第10節 宿泊券の購入対象者は個人の消費を目的として購入する者とする。

(購入限度数)

第11節 宿泊券の購入限度額は組合において定めた額とする。

(販売期間)

第12節 宿泊券の販売は組合において定めた期間とする。

(販売所等)

第13節 宿泊券の販売は、当面は福島県旅館ホテル生活衛生同業組合事務局（以下「事務局」という。）で行うものとする。理事長の許可を得て販売所を増やすものとする。

第1項 販売所に責任者を置く。

第2項 販売所の責任者は、別に定める方法で、販売のための宿泊券を受領し、これを販売するものとする。

（販売周知）

第14節 販売の周知方法は、次のいずれかの方法とする。

- (1) 組合広報誌
- (2) インターネット
- (3) テレビ・マスメディア
- (4) その他

第3章 宿泊券の利用

（利用期間）

第15節 宿泊券の利用期間は、消費者の手元に届いてから半年とする。なお、利用期間を経過しても使用されなかった宿泊券は無効とする。

第16節 利用期間内において、宿泊券の返付は認めない。但し、旅行業法に基づき旅行が不可能な場合に相当するときは、当該宿泊券の購入の事実等を確認できる書類等を提示させ、宿泊券と交換の上返金すること

ができる。

(利用限度額)

第17節 1回の宿泊に対する宿泊券の利用は制限しない。

(利用できる宿)

第18節 宿泊券を利用できる施設は、定めた組合員宿泊施設とする。

(利用できる条件)

第19節 組合加盟の宿泊施設への予約は利用者が直接行い、旅行会社、

インターネットエージェント（じゃらん、楽天）経由など手数料の発生する予約については使用できない。

第1項 福島県暴力団排除条例に基づき、暴力団員及び関係者の宿泊券利用は使用できないものとし、また、暴力団員及び関係者と判明した場合には宿泊の拒否並びに退館いただくものとする。

第20節 宿泊券の券面に満たない利用に対するお釣銭は、支払わないものとする。

(紛失等の責務)

第21節 利用者が購入した宿泊券の盗難、紛失及び滅失は利用者の責務とする。

(不正利用の損害)

第22節 宿泊券偽造等の不正利用により本事業に損害を与えたときは、不正利用者に損害金の全額を賠償させるものとする。

第4章 加盟施設

第23節 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合の組合員宿泊施設とする。

(換金方法)

第24節 組合員が利用者から受け取った宿泊券を事務局に郵送または

持参し、到着時の月締めの翌月の15日払いとする。郵送費、支払手数

料は組合員の負担とする。

(施設の責務)

第25節 組合員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

第1項 利用者が利用期間中に宿泊券を持参したときは、宿泊券額面どお

りの商品の販売及びサービス等の提供を行う。

第2項 利用者から受け取った宿泊券は、裏面に宿名を押印又は記入する

こと。

第3項 他の宿泊施設名の押印又は記入のある宿泊券は、受け取りを拒否

するとともに、直ちに事務局に申し出ること。

第4項 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとと

もに、直ちに事務局に申し出ること。

第5項 宿泊券の交換、譲渡、売買及び再利用は禁止する。

第6項 組合が、本事業に関する調査等を行う場合、協力を拒まないこと。

第7項 本約款各条項の定め及び組合の指示を遵守すること。

(組合員資格の喪失等)

第26節 前条の各号に違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、組合登録の取り消し及び損害金の請求等を行うことがある。

第 1 項 組合員の都合により組合員資格の取り消しを希望する者は、組合にその旨申し出るものとする。

第 2 項 前各項の規定により、組合員資格を喪失した場合は、利用者から受け取った宿泊券の換金等、組合に対する一切の権利を失うものとする。

(紛失等の責務)

第27節 利用者から受け取った宿泊券の盗難、紛失及び滅失は組合員の責務とする。

(届出事項の変更)

第28節 組合員は登録事項に変更が生じた場合は、速やかに組合へ届け出るものとする。

第5章 雑 則

(組合の責務)

第29節 組合は、次に掲げる事項を執行しなければならない。

第1項 宿泊券の発行、回収及び在庫枚数等の記録を残すこと。

第2項 宿泊券の保管は特に厳重かつ全ての宿泊券を金庫等に保管すること。

第3項 宿泊券の盗難、紛失が発生したときは、直ちに組合長に報告する

とともに、盗難、紛失した宿泊券の番号等を組合員へ通知すること。

第4項 上記の各号の他、宿泊券発行事業に必要な管理運営を行うこと。

(紛失等の責務)

第30節 組合の故意又は過失による宿泊券の盗難、紛失及び滅失は組合の責務とし、その損害の補填をするものとする。

(裁判管轄)

第31節 本事業の実施に関し訴訟等の必要が生じた場合は、福島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補 則)

第32節 宿泊券発行事業についての問い合わせは次のとおりとする。

発行団体 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合

事務局 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合事務局

所在地 〒960-8035 福島市本町 4-17 岩瀬ビル 2 階

TEL.024-521-1448 FAX.024-522-3941

第33節 この約款に定めるもののほか、宿泊券発行事業の実施に伴う必要な事項は、組合が別に定める。

(付 則)

第34節 本約款は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。